

(お知らせ)

令和3年 4月30日
防 衛 省

陸上自衛隊関東補給処による
放射性物質を含む物品の不適切な取り扱いについて

平成31年2月、陸上自衛隊関東補給処より排出された放射性物質を含む物品(0.5t)と他の廃棄物(1.3t)を処分業者が処分する過程において、処分業者の自主基準値を超える放射線量を検出したことから廃棄をとりやめたとの事案が発生しました。同年3月には、当該物品を含む廃棄物を関東補給処に適切に梱包した上で輸送し、一時保管を行っております。防衛省では、これまで本事案の事実関係の調査と一時保管した廃棄物の処理計画の策定を行ってまいりました。

また、関東補給処の駐屯地外柵付近における放射線量は、廃棄物搬入前の放射量の測定値と同程度で、これは自然放射線と同等以下であり、駐屯地周辺の住民の方々をはじめ部外への影響はありません。

本来、放射性物質を含む当該物品の廃棄に当たっては、関係法令に基づき、許可を受けた処分業者が行うこととされていますが、今回の事案では、関東補給処が許可を受けていない処分業者にこうした物品を引き渡したことが確認されており、防衛省としては、こうした事案が起きたことについて、深刻に受け止めるとともに、深くお詫びいたします。

本事案の事実関係の調査を行ってきたところ、本事案の原因は担当者の関係法令及び契約行為に関する認識不足にあったことを確認し、再発防止策として、教育資料を作成し、改めて部内の関係者に周知徹底を図ることとしております。

また、関東補給処で一時保管している廃棄物については、その処理のための計画を策定して、必要に応じ関係機関と相談をしてきました。今後、この計画に基づき適切に処理してまいります。